

**緊急事態措置協力支援金（飲食店等）【8月～9月分】必要書類チェックリスト**

個人

申請に必要な書類に不足がないか、送付前にご確認ください。

申請に当たり、次の申請書、添付書類等の提出が必要になります。

なお、5月16日（日）から5月31日（月）までの要請に係る支援金（以下【5月分】という。）、6月1日（火）から6月20日（日）までの要請に係る支援金（以下【6月分】という。）、6月21日（月）～7月11日（日）までの要請に係る支援金（以下【6～7月分】という。）、又は8月14日（土）から8月26日（木）までの要請に係る支援金（以下【8月分】という。）を既に申請済みの方（【8月分】は同時申請を含む。）は、添付書類を省略して申請することが可能です。

- (1) 【5月分】、【6月分】、【6～7月分】のいずれか又は全てを既に申請し、かつ、【8月分】を既に申請した、又は同時に申請される方  
 (2) 【5月分】、【6月分】、【6～7月分】のいずれか又は全てを既に申請し、かつ、【8月分】を申請していない方  
 (3) 【5月分】、【6月分】、【6～7月分】の全てを申請せず、かつ、【8月分】を既に申請した、又は同時に申請される方  
 (4) 【5月分】、【6月分】、【6～7月分】、【8月分】の全てを申請していない方

書類	説明	(1)	(2)	(3)	(4)
＜様式1＞申請書	様式1-1申請書【事業者情報等】 1事業者1枚の提出となります。	□	□	□	□
	様式1-2申請書【申請施設の情報】 施設ごとに作成してください。	□	□	□	□
	様式1-3申請書【支給金額の計算手順】 施設ごとに作成してください。	□	□	□	□
＜様式2＞誓約書	この協力支援金の申請に当たって誓約していたく事項を必ずご確認ください。	□	□	□	□
売上高及び営業実態が確認できるもの ※下限額の申請の場合、①、③、④は省略可	① 1日当たりの売上高を算出した年（2019年又は2020年）の8月と9月の売上台帳等の帳簿の写し（申請を行う全ての施設分）	□ (8月分で提出済みの場合、8月分は省略可)	□	□ (8月分で提出済みの場合、8月分は省略可)	□
	② 直近の確定申告書「第一表」※個人番号は塗りつぶしたものを	省略可	省略可	省略可	□
	③ 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し（「第一表」の写し。）※個人番号は塗りつぶしたものを	□ (既に申請した分と同年の売上高を用いる場合、省略可)	□ (既に申請した分と同年の売上高を用いる場合、省略可)	□ (8月分と同年の売上高を用いる場合、省略可)	□
	④ 1日当たりの売上高を算出した年の青色申告決算書（月別売上高）の写し／白色申告収支内訳書の写し	□ (既に申請した分と同年の売上高を用いる場合、省略可)	□ (既に申請した分と同年の売上高を用いる場合、省略可)	□ (8月分と同年の売上高を用いる場合、省略可)	□
	【創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合】 ⑤「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し	省略可	省略可	省略可	□
	【売上高減少額方式により算出する場合】 ⑥ 2021年8月と9月の売上台帳等の帳簿の写し	□ (8月分で提出済みの場合、8月分は省略可)	□	□ (8月分で提出済みの場合、8月分は省略可)	□
営業に必要な許可を取得していることが分かるもの (申請を行う全ての施設分)	飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し ※営業許可証に記載された名義が申請者と異なる場合、申請者との関係性を示す資料をあわせてご提出ください（住民票など）	□ (同時申請、又は提出済みの許可証が要請期間内にも有効、かつ、新規申請施設がない場合、省略可)	□ (提出済みの許可証が要請期間内にも有効、かつ、新規申請施設がない場合、省略可)	□ (同時申請、又は提出済みの許可証が要請期間内にも有効、かつ、新規申請施設がない場合、省略可)	□
業種・業態・従前の営業時間が確認できるもの (申請を行う全ての施設分)	外観（社名や施設名入り）及び内観の様子が分かる写真、施設の宣伝チラシ、店舗のホームページ、メニューなど	□ (新規申請施設がない場合、省略可)	□ (新規申請施設がない場合、省略可)	□ (新規申請施設がない場合、省略可)	□
要請に応じていただいたことが分かるもの (申請を行う全ての施設分)	掲示物、店舗のホームページ、SNS画面など	□	□	□	□
申請者の本人確認書類の写し (氏名、住所、生年月日が分かる公的書類)	運転免許証、保険証等の写し	□ (同時申請、又は変更がない場合、省略可)	□ (変更ない場合、省略可)	□ (同時申請、又は変更がない場合、省略可)	□
振込先口座の写し (通帳の表紙をめくった1ページ目のコピー) 又は 支援金通知書の写し	次の事項が分かるページの写し 口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、店舗名	□ (提出済みの振込先口座と同様の振込先口座を使用する場合、省略可)	□ (提出済みの振込先口座と同様の振込先口座を使用する場合、省略可)	□ (8月分の振込先口座と同様の振込先口座を使用する場合、省略可)	□

※ 省略できる書類でも既に提出した書類に不備があれば、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。